

法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

まず、短期社債等について、券面を必要とする御説明申し上げます。

政府は、短期社債等について、券面を必要とする御説明申し上げます。

まず、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、企業の短期資金調達手段であるコマーシャルペーパーについて、ペーパーレス化を図るために、これを短期社債として位置づけることとしております。

第二に、この短期社債に係る振替制度を創設することとし、券面の交付による権利移転の場合と同等の流通の保護を実現することとしております。

第三に、短期社債の振替制度の担い手である振替機関について、監督等に係る所要の規定の整備を行なうこととしております。

第四に、この法律の制定に伴い必要となる関係法律の整備を図ることとしております。

次に、株券等の保管及び振替に関する法律の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

政府は、証券決済制度をより安全で効率性の高いものにしていくため、保管振替機関について、本法律案を出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、証券決済制度の担い手である保管振替機関の組織形態について、資金調達方法の多様化や競争可能性の確保による業務運営の効率化を実現するため、現行の公益法人形態を株式会社形態に改める措置を講ずることとしております。

第二に、保管振替機関について、監督等に係る所要の規定の整備を図ることとしております。

以上が、短期社債等の振替に関する法律案及び

株券等の保管及び振替に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同ください。

ますようお願い申し上げます。

○委員長(塩川正十郎君) 次に、租税特別措置法の一部を改正する法律案について、塩川財務大臣から趣旨説明を聴取いたします。塩川財務大臣。

ますようお願い申し上げます。

○國務大臣(塩川正十郎君) ただいま議題となりました租税特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

政府は、最近の経済情勢等を踏まえ、個人投資家の市場参加の促進等の観点から、個人の長期所有上場株式等に係る少額の譲渡益を非課税とする特例措置を講ずることとし、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

個人が、平成十三年十月一日から平成十五年三月三十日までの間に、所有期間が一年を超える長期所有上場株式等を譲渡した場合における申告分離課税の適用については、その年分の長期所有上場株式等の譲渡所得の金額から百万円の特別控除を行うこととしております。

以上が、租税特別措置法の一部を改正する法律案その提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(伊藤基隆君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

四案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十時八分散会
六月一日本委員会に左の案件が付託された。
一、業者婦人の経済的地位向上を図るために所
得税法改正等に関する請願(第一五一一号)
(第一五一三号)(第一五一四号)(第一五一五
号)(第一五一六号)(第一五一七号)

第一五一五号 平成十三年五月二十日受理
業者婦人の経済的地位向上を図るために所得税法
改正等に関する請願
請願者 広島県三次市三次町六〇二ノ一三
紹介議員 西山登紀子君
この請願の趣旨は、第八七五号と同じである。

第一五一五号 平成十三年五月二十日受理
業者婦人の経済的地位向上を図るために所得税法
改正等に関する請願
請願者 佐々木茂外二千六百九十六名
紹介議員 林 紀子君
この請願の趣旨は、第八七五号と同じである。

第一五一六号 平成十三年五月二十日受理
業者婦人の経済的地位向上を図るために所得税法
改正等に関する請願
請願者 大阪市淀川区東三国二ノ二七ノ一
この請願の趣旨は、第八七五号と同じである。

第一五一六号 平成十三年五月二十日受理
業者婦人の経済的地位向上を図るために所得税法
改正等に関する請願
請願者 大阪市淀川区東三国二ノ二七ノ一
この請願の趣旨は、第八七五号と同じである。

関する請願(第一五五九号)

第一五一二号 平成十三年五月二十一日受理
業者婦人の経済的地位向上を図るために所得税法
改正等に関する請願
請願者 東京都杉並区高円寺南二ノ四二ノ
八ノ五二二 上園勝子外一千六百九十六名
紹介議員 緒方 靖夫君
この請願の趣旨は、第八七五号と同じである。

第一五一三号 平成十三年五月二十一日受理
業者婦人の経済的地位向上を図るために所得税法
改正等に関する請願
請願者 群馬県沼田市久屋原町二三七ノ一
二 南雲成子外二千六百九十六名
紹介議員 富樫 練三君
この請願の趣旨は、第八七五号と同じである。

第一五一四号 平成十三年五月二十一日受理
業者婦人の経済的地位向上を図るために所得税法
改正等に関する請願
請願者 奈良市東九条町七一〇ノ七 衣川
康子外二千七百六名
紹介議員 西山登紀子君
この請願の趣旨は、第八七五号と同じである。

第三条 主務大臣は、次に掲げる要件を備える株式会社を、その申請により、この法律の定めるところにより第八条第一項に規定する業務（以下「振替業」という。）を営む者として、指定することができる。

一 第二十二条第一項の規定によりこの項の指定を取り消された日から五年を経過しない者でないこと。

二 この法律若しくは株券等の保管及び振替に関する法律（昭和五十九年法律第三十号。以下この項及び第八条において「保管振替法」という。又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者でないこと。

三 取締役又は監査役のうちに次のいずれかに該当する者がないこと。

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

ロ 破産者で復権を得ないもの又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

二 第二十二条第一項の規定によりこの項の指定を取り消された場合若しくは保管振替法第九条の二第一項の規定により保管振替法第三条第一項の規定により当該外国において受けているこれらの指定に類する行政处分を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその会社の取締役又は監査役（外国の法令上これらと同様に取

り扱われている者を含む。ホにおいて同じ。）であった者でその取消しの日から五年を経過しない者

ホ 第二十二条第一項の規定若しくは保管振替法第九条の二第一項の規定又はこの法律若しくは保管振替法に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役又は監査役でその処分を受けた日から五年を経過しない者

ハ 前号に規定する法律、商法（明治三十二年法律第四十八号）、有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八十三条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等處罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪若しくは暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第四十六条、第四十七条、第四十九条若しくは第五十条の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けたことがなくなった日から五年を経過しない者

四 定款及び振替業の実施に関する規程（以下「業務規程」という。）が、法令に適合し、かつ、この法律の定めるところにより振替業を適正かつ確実に遂行するために十分であると認められること。

五 振替業を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有しかつ、振替業に係る収支の見込みが良好であると認められること。

六 その人的構成に照らして、振替業を適正かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すると

認められること。

第四条 前条第一項の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した指定申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 商号

二 資本の額及び純資産額

三 本店その他の営業所の名称及び所在地

四 取締役及び監査役の氏名

五 振替業以外の業務を営むときは、その業務の内容

二 指定申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 前条第一項第一号及び第三号に掲げる要件に該当する旨を誓約する書面

二 定款

三 会社登記簿の謄本

四 業務規程

五 貸借対照表及び損益計算書

六 収支の見込みを記載した書類

七 前各号に掲げるもののほか、主務省令で定める書類

第五条 振替機関の資本の額は、政令で定める金額以上でなければならない。

2 前項の政令で定める金額は、五億円を下回つてはならない。

3 振替機関の純資産額は、第一項の政令で定める金額以上でなければならない。

（資本の額等）

第六条 振替機関は、その資本の額を減少しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認可を受けなければならない。

2 振替機関は、その資本の額を増加しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣に届け出なければならない。

第七条 振替機関の取締役、監査役若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、振替業に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

第八条 振替機関は、この法律の定めるところにより、短期社債等の振替に関する業務を行うものとする。

2 振替機関は、振替業のほか、保管振替法第三条第一項に規定する保管振替業及び保管振替業（振替業等）と zwarを営むことができる。

3 前項の規定は、振替機関が保管振替業等を営む場合において、保管振替法及びこれに基づく命令の適用を排除するものと解してはならない。

2 振替機関は、振替業及び保管振替業等のほか、他の業務を営むことができない。ただし、振替業に関連する業務で、当該振替機関が振替業を適正かつ確実に営むにつき支障を生ずるおそれがないと認められるものについて、主務省令で定めるところにより、主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

2 振替機関は、前項ただし書の承認を受けた業務を廃止したときは、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

（振替業の一部の委託）

第十条 振替機関は、主務省令で定めるところにより、振替業の一部を、主務大臣の承認を受け、他の者に委託することができる。

2 振替機関は、前項の規定による振替業の一部の委託に関する契約には、業務を委託する相手方が当該業務を他の者に委託しない旨の条件を付さなければならぬ。

定合併後存続する株式会社又は特定合併により設立される株式会社（以下この条において「特定合併後の振替機関」という。）について第四条第一項各号に掲げる事項を記載した合併認可申請書を主務大臣に提出しなければならない。

3 合併認可申請書には、合併契約書その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

4 主務大臣は、第一項の認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合しているかどうかを審査しなければならぬ。

一 特定合併後の振替機関が第三条第一項各号に掲げる要件に該当すること。

二 振替業の承継が円滑かつ適切に行われる見込みが確実であること。

5 特定合併後の振替機関（振替機関が特定合併後存続する株式会社である場合を除く。）は、特定合併の時に第三条第一項の指定を受けたものとみなす。

6 特定合併後の振替機関は、特定合併により消滅した振替機関の業務に関し、行政官庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を承継する。

（特定合併の場合の加入者の承認）

第二十六条 振替機関は、特定合併を行うときは、商法第四百八条第一項の株主総会の承認の決議のほか、加入者の承認を受けなければならない。

（新設分割の認可）

第二十七条 振替機関が新たに設立する株式会社に振替業の全部又は一部を承継させるために行う新設分割（以下この条及び次条において單に「新設分割」という。）は、主務大臣の認可を受ければ、その効力を生じない。

2 前項の認可を受けようとする振替機関は、新設分割により設立される株式会社（以下この条において「設立会社」という。）について次に掲げる事項を記載した新設分割認可申請書を主務大臣に提出しなければならない。

二 設立会社が承継する振替業

3 新設分割認可申請書には、分割計画書その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

4 主務大臣は、第一項の認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合しているかどうかを審査しなければならない。

一 設立会社が第二条第一項第三号から第六号までに掲げる要件に該当すること。

二 振替業の承継が円滑かつ適切に行われる見込みが確実であること。

5 設立会社は、新設分割の時に第三条第一項の指定を受けたものとみなす。

6 設立会社は、新設分割をした振替機関の承継の対象となる業務に関し、行政官庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務を承継しない。

(新設分割の場合の加入者の承認)

第一二十九条 振替機関が他の株式会社に振替業の全部又は一部を承継させるために行う吸収分割(以下この条及び次条において単に「吸収分割」という。)は、主務大臣の認可を受けなければならぬ。

2 前項の認可を受けようとする振替機関は、吸収分割により振替業の全部又は一部を承継する株式会社(以下この条において「承継会社」という。)について次に掲げる事項を記載した吸収分割認可申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 第四条第一項各号に掲げる事項

二 承継会社が承継する振替業

3 吸收分割認可申請書には、分割契約書その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

4 主務大臣は、第一項の認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合しているかどうかを審査しなければならない。

一 承継会社が第三条第一項各号に掲げる要件に該当すること。

二 振替業の承継が円滑かつ適切に行われる見込みが確実であること。

3 4 主務大臣は、第一項の認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合しているかどうかを審査しなければならぬ。

5 6 承継会社（振替機関が承継会社である場合を除く。）は、吸收分割の時に第三条第一項の指定を受けたものとみなす。

7 承継会社は、吸收分割をした振替機関の承継の対象となる業務に關し、行政官庁の認可その他処分に基づいて有する権利義務を承継すればならない。

（吸収分割の場合の加入者の承認）

第三十条 振替機関は、吸收分割を行うときは、商法第三百七十四条ノ十七第一項の株主総会の承認の決議のほか、加入者の承認を受けなければならない。

（営業譲渡の認可）

第三十一条 振替機関が他の株式会社に行う振替業の全部又は一部の譲渡（以下この条及び次条において「営業譲渡」という。）は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 前項の認可を受けようとする振替機関は、営業譲渡により振替業の全部又は一部を譲り受ける株式会社（以下この条において「譲受会社」という。）について次に掲げる事項を記載した営業譲渡認可申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 第四条第一項各号に掲げる事項

二 譲受会社が承継する振替業

3 営業譲渡認可申請書には、譲渡契約書その他主務省令で定める書類を添付しなければならぬ。

合しているかどうかを審査しなければならない。

一 謙受会社が第三条第一項各号に掲げる要件に該当すること。

二 振替業の承継が円滑かつ適切に行われる見込みが確実であること。

3 謙受会社（振替機関が謙受会社である場合を除く）は、営業譲渡の時に第三条第一項の指定を受けたものとみなす。

6 謙受会社は、営業譲渡をした振替機関の譲渡の対象となる業務に関し、行政官庁の認可その他処分に基づいて有する権利義務及び第十三条第一項の発行者の同意に係る権利義務を承継する。

7 営業譲渡をした振替機関が開設した加入者の口座は、謙受会社が開設した加入者の口座とみなす。

（営業譲渡の場合の加入者の承認）

第三十二条 振替機関は、営業譲渡を行うときは、商法第二百四十五条第一項の株主総会の承認の決議のほか、加入者の承認を受けなければならない。

（招集権者）

第三十三条 加入者が第二十六条、第二十八条、第三十条又は前条の承認を行うには、加入者による集会（以下「加入者集会」という。）の決議によらなければならない。

2 加入者集会を招集するには、その会日の二週間前に、加入者に対して、招集の通知を発しなければならない。

3 前項の通知には、会議の目的たる事項及び議案の要領を記載しなければならない。

（加入者の議決権）

第三十五条 各加入者の議決権は、業務規程に別段の定めがある場合を除き、平等であるものと

する。

(書面による議決権の行使)

第三十六条 加入者集会に出席しない加入者は、書面によって議決権を行使することができる。

株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二十二条の三第一項から第六項までの規定は、前項の書面による議決権の行使について準用する。この場合において、同条第二項中「前項の会社」とあり、及び同条第三項中「第一項の会社」とあるのは、「振替機関」と、同条第五項中「法務省令」とあるのは「主務省令」と読み替えるものとする。

第三十七条 加入者集会の決議は、出席した加入者の議決権の過半数をもって行う。(みなし賛成)

第三十八条 振替機関は、業務規程をもつて、加入者が加入者集会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該加入者はその加入者集会に提出された議案について賛成するものとみなす旨を定めることができる。

2 前項の定めをした振替機関は、第三十四条第二項の規定による通知にその定めを記載しなければならない。

3 第一項の定めに基づき議案に賛成するものとみなされた加入者の有する議決権の数は、出席した加入者の議決権の数に算入する。(加入者集会に関する商法及び非訟事件手続法の準用)

第三十九条 商法第二百三十三条、第二百三十七条ノ三第一項、第二百三十七条ノ四、第二百三十九条第二項及び第三項、第二百四十三条、第三百二十二条、第三百二十五条から第三百三十一条まで、第三百三十七条第一項及び第三百三十九条第一項から第四項まで並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)、第二百三十五条ノ十五、第二百三十五条ノ十九第一項及び第二百三十五条ノ二十三の規定は、加入者集会について準用する。この場合において、商法第二百三

十三条中「定款」とあるのは「業務規程」と、同法第二百三十七条ノ三第一項中「取締役及監査役」とあるのは「振替機関」と、同法第二百三十七条ノ四第一項中「定款」とあるのは「業務規程」と、同法第二百三十九条第二項中「会社」とあるのは「振替機関」と、同法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは「短期社債等の振替に関する法律第三十四条第二項」と、同法第三百一十三条规定中「社債権者集会又ハ其ノ招集者」とあるのは「加入者集会」と、同法第三百一十八条规定及び第三百三十七条第一項中「社債ヲ発行シタル会社」とあるのは「振替機関」と、同法第三百一十六条第一号中「社債募集ノ日論見書ノ記載」とあるのは「業務規程」と、同法第三百二十八条规定及び第三百三十七条第一項中「社債ヲ発行シタル会社」とあるのは「振替機関」と、同法第三百三十九条第二項中「社債ヲ発行シタル会社ノ代表者及社債管理会社ノ代表者」と、同法第三项中「社債ヲ発行シタル会社」とあるのは「振替機関」と、同法第三百三十九条第二項中「社債管理会社及社債権者」とあるのは「加入者」と、非訟事件手続法第二百三十五条ノ十五中「社債ヲ発行シタル会社」とあるのは「振替機関」と読み替えるものとする。

第六節 解散等

第四十条 次に掲げる事項は、主務大臣の認可を受けること。

一 振替機関の解散についての株主総会の決議
二 振替機関を全部又は一部の当事者とする合併(合併後存続する株式会社又は合併により設立される株式会社が振替業を営まない場合に限る)。

(指定の失効)

第四十一条 振替機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第三条第一項の指定は、その効力を失う。

一 振替業を廃止したとき。

二 解散したとき(設立、合併又は新設分割を

無効とする判決が確定したときを含む)。

2 前項の規定により指定が効力を失ったときは、その振替機関であった者又は一般承継人(合併により消滅した振替機関の権利義務を承継した者であつて、振替業を営まないものに限る。次条において同じ)は、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

3 主務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。(指定取消し等の場合のみなし振替機関)

第四十二条 振替機関が第二十二条第一項の規定により第三条第一項の指定を取り消された場合又は前条第一項の規定により当該指定が効力を失った場合においては、その振替機関であつた者又は一般承継人は、当該振替機関が行った振替業を速やかに結了しなければならない。この場合において、当該振替機関であつた者又は一般承継人は、その振替業の結了の目的の範囲内において、なおこれを振替機関とみなす。

(清算手続等における主務大臣の意見等)

第四十三条 裁判所は、振替機関の清算手続、破産手続、再生手続、整理手続、更生手続又は承認援助手続において、主務大臣に対し、意見を求める、又は検査若しくは調査を依頼することができる。

2 主務大臣は、前項に規定する手続において、必要があると認めるときは、裁判所に対し、意見を見述べることができる。

3 第二十条の規定は、第一項の規定により主務大臣が裁判所から検査又は調査の依頼を受けた場合について準用する。

第一節 通則

第三章 短期社債の振替

一 銘柄

二 銘柄ごとの金額

三 その他政令で定める事項

第四十四条 短期社債についての権利の帰属は、次条第二項の場合を除き、この章の規定による

(社債券の不発行)

第四十五条 短期社債については、社債券(商法第三百六条第一項に規定する債券をいう。次項及び第七十七条第二号において同じ)を発行

することができない。

2 短期社債の社債権者は、当該短期社債を取り扱う振替機関が第二十二条第一項の規定により第三条第一項の指定を取り消された場合又は第

四十二条第一項の規定により当該指定が効力を失った場合であつて、当該振替機関の振替業を承継する者が存しない場合には、前項の規定にかかるわらず、発行者に対し、社債券の発行を請求することができる。

第二節 振替口座簿

(振替口座簿の記録事項)

第四十六条 振替口座簿は、各加入者の口座ごとに区分し、各口座には、次に掲げる事項を記録する。

一 加入者の氏名又は名称及び住所

二 発行者の商号及び短期社債の種類(以下「銘柄」という。)

く。

三 銘柄ごとの金額(次号に掲げるものを除く。)

四 加入者が質権者であるときは、その旨及び質権の目的である短期社債の銘柄ごとの金額

五 短期社債の全部又は一部が信託財産であるときは、その旨及び前二号の金額のうちその金額

六 その他政令で定める事項

2 振替機関が機関口座を開設する場合には、振替口座簿に機関口座の区分を設け、次に掲げる事項を記録する。

一 銘柄

二 銘柄ごとの金額

三 その他政令で定める事項

(新規記録手続)

第四十七条 特定の銘柄の短期社債について、商法第三百六条第一項に規定する払込みがあつた場合には、当該短期社債の発行者は、当該発行

者が第十三条第一項の同意を与えた振替機関に對し、次に掲げる事項の通知をしなければならない。

一 当該払込みに係る短期社債の銘柄

二 前号の払込みを行った加入者の氏名又は名称

三 加入者ごとの第一号の払込みに係る短期社債の金額

前項の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関は、直ちに、当該通知に係る短期社債の銘柄について、当該通知に係る加入者の口座の前条第一項第三号に掲げる事項を記録する欄に、当該加入者に係る前項第三号の金額を記録しなければならない。

(振替手続)

第四十八条 特定の銘柄の短期社債について、振替の申請があつた場合には、当該申請を受けた振替機関は、遅滞なく、当該申請において第二項の規定により示されたところに従い、振替口座簿における減額及び増額の記録をしなければならない。

2 前項の申請は、振替によりその口座において減額の記録がされる加入者が行うものとする。

3 第一項の申請をする加入者(第二号において「申請人」という)は、当該申請において、次に掲げる事項を示さなければならない。

一 当該振替において減額及び増額の記録がされるべき短期社債の銘柄及び金額
二 加入者の口座において減額の記録がされるのが第四十六条第一項第三号に掲げる事項を記録する欄か、又は同項第四号に掲げる事項を記録する欄かの別

4 第二項の規定にかかるとおり、振替機関は、機関口座の短期社債について第五十六条第二項の規定により免除の意思表示を行つたときは、直ちに、当該短期社債について、振替口座簿の抹消を行わなければならない。

5 発行者は、社債権者又は質権者に対し、短期社債の償還をすると引換えにその口座における当該短期社債の銘柄についての当該償還に係る短期社債の金額と同額の抹消を振替機関に対して申請することを請求することができる。

一 当該振替において減額及び増額の記録がされるべき短期社債の銘柄及び金額
二 当該申請人の口座において減額の記録がされるのが第四十六条第一項第三号又は同項第四号に掲げる事項を記録する欄か、又は同項第四号に掲げる事項を記録する欄かの別
三 増額の記録がされるべき口座(次号において「振替先口座」という)
四 振替先口座において増額の記録がされるのが第四十六条第一項第三号に掲げる事項を記録する欄か、又は同項第四号に掲げる事項を記録する欄かの別
(抹消手続)

第四十九条 特定の銘柄の短期社債について、抹消の申請があつた場合には、当該申請を受けた振替機関は、遅滞なく、当該申請において第三項の規定により示されたところに従い、振替口座簿における減額の記録をしなければならない。

2 前項の申請は、抹消によりその口座において減額の記録がされる加入者が行うものとする。

3 第一項の申請をする加入者(第二号において「申請人」という)は、当該申請において、次に掲げる事項を示さなければならない。

一 当該抹消において減額の記録がされるべき短期社債の銘柄及び金額
二 当該申請人の口座において減額の記録がされるのが第四十六条第一項第三号に掲げる事項を記録する欄か、又は同項第四号に掲げる事項を記録する欄かの別

(短期社債の信託の対抗要件)

第五十三条 短期社債については、信託は、政令で定めるところにより、当該信託の受託者がそ

の口座において第四十六条第一項第五号の規定による記録を受けなければ、第三者に対抗することができない。

(短期社債の信託の対抗要件)

第五十四条 加入者は、その口座における記録がされた短期社債についての権利を適法に有するものと推定する。

(加入者の権利推定)

第五十五条 第四十八条第一項の振替の申請によりその口座において特定の銘柄の短期社債についての増額の記録を受けた加入者(機関口座を有する振替機関を含む)は、当該銘柄の短期社債についての当該増額の記録に係る権利を取得する。ただし、当該加入者に悪又は重大な過失があるときは、この限りでない。

(振替機関の消却義務)

第五十六条 前条の規定による短期社債の取得によりすべての社債権者の有する同条に規定する

銘柄の短期社債の総額が当該銘柄の短期社債の発行総額(償還済みの額を除く)を超えることとなる場合には、振替機関は、当該超過額に達するまで、当該銘柄の短期社債を取得しなければならない。

2 振替機関は、前項の規定により短期社債を取得したときは、直ちに、発行者に対し、当該短期社債について債務の全部を免除する旨の意思表示をしなければならない。

3 前項に規定する短期社債についての権利は、

は、消滅する。

(消却義務の不履行の場合における取扱い)

第五十七条 前条第一項に規定する場合において、振替機関が同項及び同条第二項の義務の全

て、振替機関が同項及び同条第二項の義務の全

部を履行するまでの間は、発行者は、各社債権者に有する当該銘柄の短期社債のうち第一号の

額が第二号の額に占める割合を当該超過額(同

項の義務の一部が履行されたときは、当該履行に係る額を控除した額)に乗じた額に関する部

分について、元本の償還及び利息の支払をする義務を負わない。

一 当該社債権者の有する当該銘柄の短期社債の金額

二 すべての社債権者の有する当該銘柄の短期社債の総額

三 前条第一項に規定する場合において、振替機関は、各社債権者に対して次に掲げる義務を負う。

一 前項の場合において、各社債権者の有する当該銘柄の短期社債のうち同項の規定により算出された額に関する部分について、発行者に代わって元本の償還及び利息の支払をする義務

二 前号に掲げるもののほか、前条第一項又は第二項の義務の不履行によって生じた損害の賠償をする義務

三 発行者が誤って償還等をした場合における取扱い

第五十八条 発行者が前条第一項の規定により債務を負わないとされた金額についてした元本の償還又は利息の支払は、当該発行者が善意の場合であつても、当該銘柄の他の短期社債に係る場合であつても、当該銘柄の他の短期社債に係る當該発行者の債務を消滅させる効力を有しない。

2 社債権者は、発行者に対し、前項に規定する

元本の償還又は利息の支払に係る金額の返還をする義務を負わない。

3 発行者は、第一項に規定する元本の償還又は

利息の支払をしたときは、前項に規定する金額

第六十一条第三項中「昭和十七年法律第十
二号」の下に「担保附社債信託法(明治三
十八年法律第五十二号)」を加え、第二編第二
章第二節第六款中同条の次に次の二条を加え
る。

(短期社債に係る特例)

第六十二条の二 相互会社は、前条第一項の規
定にかかわらず、取締役会の決議をもって、規
次に掲げる要件のすべてに該当する社債(以
下この条において「短期社債」という。)の
発行を、特定の取締役に委任することができ
る。

一 契約により社債の総額が引き受けられる
ものであること。

二 各社債の金額が一億円を下回らないこ
と。

三 元本の償還について、社債の総額の払込
みのあつた日から一年未満の日とする確定
期限の定めがあり、かつ、分割払の定めが
ないこと。

四 利息の支払期限を、前号の元本の償還期
限と同じ日とする旨の定めがあること。

五 担保附社債信託法の規定により担保が付
されるものでないこと。

2 前項の場合において、当該取締役会におい
ては、次に掲げる事項も併せて決議しなけれ
ばならない。

一 当該決議に基づいて短期社債を発行する
ことができる期間

2 短期社債については、社債原簿を作成する
ことの要しない。

3 短期社債については、前条第二項、第七十
条第五項及び第一百七十三条第一項の規定にか
かわらず、商法第二百九十七条から第二百九
十九条まで(社債管理会社の設置等)、第三
百九条から第三百十四条まで(社債管理会社

の権限等)、第三百十九条から第三百四十一
条まで(社債権者集会)及び第三百七十六条
第三項(資本減少の場合における社債権者の
異議)(同法第四百六十六条第二項(減資に對
する社債権者の異議申出方法の合併への準
用)において準用する場合を含む。)の規定は、
準用しない。

第九十八条第一項第四号の二中「特定社債
号」の下に「特定短期社債を除き、」を加え、同
号の次に次の二号を加える。

四の三 短期社債等(短期社債等の振替に関
する法律(平成十三年法律第 号)第
二条第二項(定義)に規定する短期社債等
をいう。以下この条において同じ。)の取
得又は譲渡(資産の運用のために行うもの
を除く。)

二条第二項第一号中「特定社債券」を「特
定社債」に改め、同項第二号中「優先出資証券」
を「優先出資」に改め、同条第十七項を同条第
十八項とし、同条第十一項から第十六項までを
一項ずつ繰り下げ、同条第十項中「優先出資証
券、特定社債券」を「優先出資、特定社債」に
改め、同項第十一項とし、同条第九項を
同条第十項とし、同条第八項を同条第九項とし、
同条第七項の次に次の二項を加える。

8 この法律において「特定短期社債」とは、
特定社債のうち、次に掲げるすべての要件を
満たすものをいう。

一 契約により特定社債の総額が引き受けら
れるものであること。

二 各特定社債の金額が一億円を下回らない
こと。

三 元本の償還について、特定社債の総額の
払込みのあつた日から一年未満の日とする
確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定
めがないこと。

四 利息の支払期限を、前号の元本の償還期
限と同じ日とする旨の定めがあること。

五 担保附社債信託法(明治三十八年法律第
五十二号)の規定及び第一百七十三条第三項の
規定により担保が付されるものでないこ
と。

「第十九条第二項第一号中「(明治三十八年
法律第五十二号)」を削る。

二 第二十八条 中部国際空港の設置及び管理に関する法律(平成十年法律第三十六号)の一部を次
のように改正する。

第十五条第一項中「社債」の下に「(短期社
債等の振替に関する法律(平成十三年法律第
号)第一項第一項に規定する短期社債を除く。
第二十七条第四号において同じ。)」を加える。

(資産の流動化に関する法律の一部改正)
第二十九条 資産の流動化に関する法律の一部を
次のように改正する。

目次中「第三款 新優先出資引受権付特定社
債(第百十三条の四・第百十三条の五)」を「第
三款 新優先出資引受権付特定社債(第百十三
条新優先出資引受権付特定社債(第百十三
四款 特定短期社債(第百十三条の六・第百十
三条の四・第百十三条の五)」に改める。

第三条の七)
第一条第二項第一号中「特定社債券」を「特
定社債」に改め、同項第二号中「優先出資証券」
を「優先出資」に改め、同項第六号中「に特定
社債」の下に「特定短期社債」を加え、「、
特定約束手形」を「、特定短期社債又は特定約
束手形」に改める。

第八十五条第一項中「第一種特定目的会社」
を「資産対応証券として特定社債のみを発行す
る特定目的会社」に改める。

第一百十条第二項中第十九号を第二十号とし、
第十八号を第十九号とし、第十七号を第十八号
とし、第十六号の次に次の二号を加える。

十七 資産流動化計画に特定短期社債の発行
についての定めがあるときは、当該特定短
期社債の限度額その他の内閣府令で定める
事項及びその発行状況

五百二十二条第一項中「(明治三十八年法律第
五十二号)」を削る。

第二編第二章第六節中第三款の次に次の二款
を加える。

第四款 特定短期社債
(特定短期社債の発行)

第一百三十二条第六 特定目的会社は、特定短期社
債についてでは、次に掲げる場合に限り、これ
を発行することができる。

一 次に掲げるすべての要件を満たすもので
ある場合

イ その発行の目的が、特定資産を取得す
るために必要な資金を調達するものであ
ること。

口 資産流動化計画においてその発行の限
度額等)、第三百十九条から第三百四十一
条まで(社債権者集会)及び第三百七十六条
第三項(資本減少の場合における社債権者の
異議)(同法第四百六十六条第二項(減資に對
する社債権者の異議申出方法の合併への準
用)において準用する場合を含む。)の規定は、
準用しない。

二 前号の期間中ににおいて当該相互会社が發
行した短期社債のうち償還されていないも
のの総額の限度額

3 短期社債については、前条第二項、第七十
条第五項及び第一百七十三条第一項の規定にか
かわらず、商法第二百九十七条から第二百九
十九条まで(社債管理会社の設置等)、第三
百九条から第三百十四条まで(社債管理会社

の権限等)、第三百十九条から第三百四十一
条まで(社債権者集会)及び第三百七十六条
第三項(資本減少の場合における社債権者の
異議)(同法第四百六十六条第二項(減資に對
する社債権者の異議申出方法の合併への準
用)において準用する場合を含む。)の規定は、
準用しない。

二 資産流動化計画においてその発行の限
度額等)、第三百十九条から第三百四十一
条まで(社債権者集会)及び第三百七十六条
第三項(資本減少の場合における社債権者の
異議)(同法第四百六十六条第二項(減資に對
する社債権者の異議申出方法の合併への準
用)において準用する場合を含む。)の規定は、
準用しない。

三 新優先出資引受権付特定社債(第百十三
条新優先出資引受権付特定社債(第百十三
四款 特定短期社債(第百十三条の六・第百十
三条の四・第百十三条の五)」に改め、同号ハ中「転換特定社債券」
を「転換特定社債」に改め、同号ニ中「新優先
出資引受権付特定社債券」を「新優先出資引受
権付特定社債」に改め、同号ヘを同号トとし、
同号ホを同号ヘとし、同号ニの次に次のように
加える。

第四十五条 前条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（以下この条において「旧特定目的会社法」という）。

第五条 第一項第二号口及び第三十八条第二項第六号の規定は、施行日前に発行された特定短期社債（前条の規定による改正後の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（次項において「新特定目的会社法」という）。第二条第六項に規定する特定短期社債をいう）については、なおその効力を有する。この場合において、旧特定目的会社法第五条第一項第二号口中「特定社債券」とあるのは、「特定社債」とする。

2 旧特定目的会社法第五条第一項第二号イ又は口に掲げる事項が記載された資産流動化計画については、新特定目的会社法第五条第一項第二号イ又は口に掲げる事項が記載された資産流動化計画とみなして、新特定目的会社法の規定又は前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧特定目的会社法第五条第一項第二号口及び第三十八条第二項第六号の規定を適用する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第四十六条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（その他の経過措置の政令への委任）

第四十七条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。（検討）

第四十八条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、振替機関に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第二章を次のように改める。

第二章 保管振替機関

第一節 通則

（保管振替業を営む者の指定）

第三条 主務大臣は、次に掲げる要件を備える株式会社を、その申請により、この法律の定めるところにより第四条各号に掲げる業務の全部（以下「保管振替業」という。）を営む者として、指定することができる。

一 第九条の二第一項の規定によりこの項の指定を取り消された日から五年を経過しない者でないこと。

二 この法律又はこの法律に相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外國の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けたことがなくなつた日から五年を経過しない者でないこと。

三 取締役又は監査役のうちに次のいずれかに該当する者がないこと。
イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

四 渡（第十一条—第十二条の三）

三三条の四）

五 第二条を次のように改める。

（定義）

第一条 この法律において「株券等」とは、株券その他の有価証券で、その保管及び受渡しの合理化を図るべきものとして主務大臣が指定したものをいう。

2 この法律において「保管振替機関」とは、次条第一項の規定により主務大臣の指定を受けた株式会社をいう。

3 この法律において「参加者」とは、保管振替機関が第六条第一項の規定により株券等の保管

及び振替を行うための口座を開設した者をいう。

第二章を次のように改める。

第二章 保管振替機関

第一節 通則

（保管振替業を営む者の指定）

第三条 主務大臣は、次に掲げる要件を備える株式会社を、その申請により、この法律の定めるところにより第四条各号に掲げる業務の全部（以下「保管振替業」という。）を営む者として、指定することができる。

一 第九条の二第一項の規定によりこの項の指定を取り消された日から五年を経過しない者でないこと。

二 この法律又はこの法律に相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外國の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けたことがなくなつた日から五年を経過しない者でないこと。

三 取締役又は監査役のうちに次のいずれかに該当する者がないこと。
イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

四 渡（第十一条—第十二条の三）

三三条の四）

五 第二条を次のように改める。

（定義）

第一条 この法律において「株券等」とは、株券その他の有価証券で、その保管及び受渡しの合理化を図るべきものとして主務大臣が指定したものをいう。

2 この法律において「保管振替機関」とは、次条第一項の規定により主務大臣の指定を受けた株式会社をいう。

3 この法律において「参加者」とは、保管振替機関が第六条第一項の規定により株券等の保管

及び振替を行なうための口座を開設した者をいいう。

第二章を次のように改める。

第二章 保管振替機関

第一節 通則

（保管振替業を営む者の指定）

第三条 主務大臣は、次に掲げる要件を備える株式会社を、その申請により、この法律の定めるところにより第四条各号に掲げる業務の全部（以下「保管振替業」という。）を営む者として、指定することができる。

一 前号に規定する法律、商法、有限会社法（昭和十二年法律第七十四号）、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）若しくはこれらに相当する外國の法令の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）若しくはこれらに相当する外國の法令の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第六十号）の罪若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の罪若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の罪若しくは第五十条の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外國の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けたことがなくなつた日から五年を経過しない者でないこと。

二 第百八条の二、第二百二十一條若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等处罚に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の罪若しくは第五十条の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外國の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けたことがなくなつた日から五年を経過しない者でないこと。

三 第百八条の二、第二百二十一條若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等处罚に関する法律（平成三年法律第七十七号）の罪若しくは第五十条の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外國の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けたことがなくなつた日から五年を経過しない者でないこと。

四 定款及び保管振替業の実施に関する規程（以下「業務規程」という。）が、法令に適合し、かつ、この法律の定めるところにより保管振替業を適正かつ確実に遂行するために十分であると認められること。

五 保管振替業を健全に遂行するに足りる財政的基礎を有し、かつ、保管振替業に係る収支の見込みが良好であると認められること。

六 その人的構成に照らして、保管振替業を適正かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すると認められること。

2 指定した保管振替機関の商号及び本店の所在地

を官報で公示しなければならない。

(指定の申請)

第三条の一 前条第一項の指定を受けようとする

者は、次に掲げる事項を記載した指定申請書を

主務大臣に提出しなければならない。

一 商号

二 資本の額及び純資産額

三 本店その他の営業所の名称及び所在地

四 取締役及び監査役の氏名

五 保管振替業以外の業務を営むときは、その

業務の内容

六 指定申請書には、次に掲げる書類を添付しな

ければならない。

一 前条第一項第二号及び第三号に掲げる要件

に該当する旨を誓約する書面

二 定款

三 会社登記簿の謄本

四 業務規程

五 貸借対照表及び損益計算書

六 収支の見込みを記載した書類

七 前各号に掲げるもののほか、主務省令で定める書類

(資本の額等)

第三条の三 保管振替機関の資本の額は、政令で定める金額以上でなければならない。

2 前項の政令で定める金額は、五億円を下回つてはならない。

3 保管振替機関の純資産額は、第一項の政令で定める金額以上でなければならない。

(資本の額の変更)

第三条の四 保管振替機関は、その資本の額を減少しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認可を受けなければならぬ。

2 保管振替機関は、その資本の額を増加しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣に届け出なければならない。

3 保管振替機関が第九条の規定による主務大臣の命令を実施するために資本の減少が必要である場合は、次に掲げる事項を記載した指定申請書を主務大臣に提出しなければならない。

る場合における商法第三百七十六条第二項の規定の適用については、同項中「第百条」とあるのは、「第百条第一項及第二項」とする。

第十二条第四項、第十九条(第二十条第三項及び第二十二条第四項(第二十二条において準用する場合を含む))において準用する場合を含む。)

及びこれらの規定を準用する第三十九条の規定により保管振替機関が預託を受けたとみなされる株券等の預託に係る債権者(以下「預託債権者」という)であつて参加者以外の者に対する前項の規定により読み替えて適用する商法第三百七十六条第二項において準用する同法第百

条第一項の催告は、することを要しない。

第十条の二第二項及び第三項の規定は、第二項の資本の減少が必要である場合における預託債権者の異議について準用する。

第三条の五 保管振替機関の取締役、監査役若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、保管振替業に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(業務の範囲)

第四条 保管振替機関は、この法律の定めるところにより、次に掲げる業務を行うものとする。

一 株券等の保管に関する業務

二 株券等の振替に関する業務

三 その他この法律により保管振替機関が行うこととされている業務

(兼業の制限)

第四条の二 保管振替機関は、保管振替業のほか、他の業務を営むことができない。ただし、保管振替業に関連する業務で、当該保管振替機関が生ずるおそれがないと認められるものについて保管振替業を適正かつ確実に営むにつき支障を生ずるときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣に届け出なければならない。

2 保管振替機関は、前項ただし書の承認を受けたときは、この限りでない。

3 保管振替機関は、前項ただし書の承認を受けたときは、この限りでない。

た業務を廃止したときは、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(保管振替業の一部の委託)

第四条の三 保管振替機関は、主務省令で定めるところにより、保管振替業の一部を、主務大臣の承認を受けて、他の者に委託することができます。

第五条 保管振替機関は、前項の規定による保管振替業の一部の委託に関する契約には、業務を委託する相手方が当該業務を他の者に委託しない旨の条件を付さなければならない。

(業務規程)

第五条第一項の業務規程において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 取り扱う株券等に関する事項

二 参加者の口座に関する事項

三 参加者の顧客の口座に関する事項

四 株券等の預託及び保管に関する事項

五 預託を受けた株券等に不足が生じた場合の補てんに関する事項

六 株券等の振替に関する事項

七 株券等の交付に関する事項

八 預託を受けた株券等に係る権利の行使に関する事項

九 第三十二条(第三十九条第二項から第八項までにおいて準用する場合を含む。)の通知に関する事項

十 前各号に掲げるもののほか、保管振替業の実施に必要な事項として主務省令で定める事項

(口座の開設)

第六条 保管振替機関は、業務規程の定めるところにより、次に掲げる者のために、その申出により株券等の保管及び振替を行うための口座を開設しなければならない。

一 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)

二 第一条第九項に規定する証券会社

(発行者の同意)

法律第五号)第一条第一号に規定する外国証券会社

四 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第一条第一項に規定する銀行

五 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八十七条)第一条に規定する長期信用銀行

六 信託会社

七 農林中央金庫

八 商工組合中央金庫

九 農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二条)第十条第一項第二号の事業を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会

十 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二条)第十二条第一項第二号の事業を行う漁業協同組合及び同法第八十七条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会

十一 信用協同組合及び中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会

十二 信用金庫及び信用金庫連合会

十三 労働金庫及び労働金庫連合会

十四 保険業法(平成七年法律第百五号)第二条第二項に規定する保険会社及び同条第七項に規定する外国保険会社等

十五 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第百九十八号)第二条第二項に規定する登録投資法人

十六 その他前各号に類する者として主務大臣の指定したもの

第五部	財政金融委員会会議録第十三号 平成十三年六月十一日 【参議院】
二 外国証券業者に関する法律(昭和四十六年二月二日法律第百三号)	一 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)
二 保管振替機関は、前項ただし書の承認を受けたときは、この限りでない。	一 保険業法(平成七年法律第百五号)
二 保管振替機関は、前項ただし書の承認を受けたときは、この限りでない。	二 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)
二 保管振替機関は、前項ただし書の承認を受けたときは、この限りでない。	三 農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二条)
二 保管振替機関は、前項ただし書の承認を受けたときは、この限りでない。	四 信用金庫及び信用金庫連合会
二 保管振替機関は、前項ただし書の承認を受けたときは、この限りでない。	五 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八十七条)
二 保管振替機関は、前項ただし書の承認を受けたときは、この限りでない。	六 信託会社
二 保管振替機関は、前項ただし書の承認を受けたときは、この限りでない。	七 農林中央金庫
二 保管振替機関は、前項ただし書の承認を受けたときは、この限りでない。	八 商工組合中央金庫
二 保管振替機関は、前項ただし書の承認を受けたときは、この限りでない。	九 農業協同組合連合会
二 保管振替機関は、前項ただし書の承認を受けたときは、この限りでない。	十 水産業協同組合連合会
二 保管振替機関は、前項ただし書の承認を受けたときは、この限りでない。	十一 信用協同組合連合会
二 保管振替機関は、前項ただし書の承認を受けたときは、この限りでない。	十二 保険会社
二 保管振替機関は、前項ただし書の承認を受けたときは、この限りでない。	十三 労働金庫連合会
二 保管振替機関は、前項ただし書の承認を受けたときは、この限りでない。	十四 投資信託
二 保管振替機関は、前項ただし書の承認を受けたときは、この限りでない。	十五 登録投資法人
二 保管振替機関は、前項ただし書の承認を受けたときは、この限りでない。	十六 その他前各号に類する者として主務大臣の指定したもの

第六条の二 保管振替機関は、あらかじめ発行者から当該保管振替機関において取り扱うことについて同意を得た株券等でなければ、取り扱うことのできない。

(差別的取扱いの禁止)

第六条の三 保管振替機関は、特定の参加者又は発行者に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。

第三節 監督

(帳簿書類等の作成及び保存)

第七条 保管振替機関は、主務省令で定めるところにより、業務に関する帳簿書類その他の記録を作成し、保存しなければならない。

(業務及び財産に関する報告書の提出)

第七条の二 保管振替機関は、決算期ごとに、業務及び財産に関する報告書を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

第七条の三 保管振替機関の定款又は業務規程の変更は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(商号等の変更の届出)

第七条の四 保管振替機関は、第三条の二第一項第一号、第三号又は第四号に掲げる事項に変更があつたときは、その旨及び同条第二項第一号又は第三号に掲げる書類を、主務省令で定めるところにより、主務大臣に届け出なければならない。

第七条の五 保管振替機関は、預託を受けた株券等の喪失その他の主務省令で定める事故が生じたときは、その旨を官報で公示しなければならない。この旨を主務大臣に報告しなければならない。

(事故の報告)

第七条の六 保管振替機関は、預託を受けた株券等の喪失その他の主務省令で定める事故が生じたときは、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に報告しなければならない。

(報告及び検査)

第八条 主務大臣は、保管振替業の適正かつ確実な遂行のため必要があると認めるときは、保管振替機関に対し、その業務若しくは財産に関する報告若しくは資料の提出を命じ、又はその職員に、保管振替機関の営業所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

第九条の二 前項の規定により立入検査をする職員は、そ

の身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

第九条の三 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第九条の四 前項の規定により立入検査をする職員は、そ

の身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

第九条の五 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第九条の六 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第九条の七 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第九条の八 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第九条の九 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第九条の十 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第九条の十一 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第九条の十二 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第九条の十三 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第九条の十四 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第九条の十五 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第九条の十六 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第九条の十七 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第九条の十八 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第九条の十九 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第九条の二十 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

の指定を取り消したときは、その旨を官報で公示しなければならない。

第九条の二十一 第一項の規定により立入検査をする職員は、そ

の身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

第九条の二十二 第一項の規定により立入検査をする職員は、そ

の身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

第九条の二十三 第一項の規定により立入検査をする職員は、そ

の身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

第九条の二十四 第一項の規定により立入検査をする職員は、そ

の身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

第九条の二十五 第一項の規定により立入検査をする職員は、そ

の身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

第九条の二十六 第一項の規定により立入検査をする職員は、そ

の身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

第九条の二十七 第一項の規定により立入検査をする職員は、そ

の身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

第九条の二十八 第一項の規定により立入検査をする職員は、そ

の身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

第九条の二十九 第一項の規定により立入検査をする職員は、そ

の身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

第九条の三十 第一項の規定により立入検査をする職員は、そ

の身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

第九条の三十一 第一項の規定により立入検査をする職員は、そ

の身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

第九条の三十二 第一項の規定により立入検査をする職員は、そ

の指定を取り消したときは、その旨を官報で公示する多數をもつて仮決議を承認した場合には、当該承認のあつた時に、当該仮決議をした事項に係る決議があつたものとみなす。

第九条の三十三 第一項の規定により立入検査をする職員は、そ

の身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

第九条の三十四 第一項の規定により立入検査をする職員は、そ

の身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

第九条の三十五 第一項の規定により立入検査をする職員は、そ

の身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

第九条の三十六 第一項の規定により立入検査をする職員は、そ

の身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

第九条の三十七 第一項の規定により立入検査をする職員は、そ

の身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

第九条の三十八 第一項の規定により立入検査をする職員は、そ

の身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

第九条の三十九 第一項の規定により立入検査をする職員は、そ

の身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

第九条の四十 第一項の規定により立入検査をする職員は、そ

の身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

第九条の四十一 第一項の規定により立入検査をする職員は、そ

の身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

第九条の四十二 第一項の規定により立入検査をする職員は、そ

の身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

第九条の四十三 第一項の規定により立入検査をする職員は、そ

の身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

第九条の四十四 第一項の規定により立入検査をする職員は、そ

(吸収分割の場合の預託債権者の異議)

第十一条の五 保管振替機関が吸収分割に係る分割の決議をした場合においては、預託債権者(参加者を除く。)に対する商法第三百七十四条ノ二十第一項の規定による催告は、することを要しない。この場合において、同法第三百七十四条ノ二十六第二項の規定は、当該預託債権者については、適用しない。

2 前項の場合における預託債権者に係る商法第三百七十四条ノ二十第二項の規定の適用については、同項中「第一百条第一項後段第二項第三項」には、「第一百条第一項後段第三項」に該当する。

3 第十条の二第二項及び第三項の規定は、吸収分割の決議に係る預託債権者の異議について準用する。

(吸収分割の効果)

第十一条の六 第十条の三第一項の規定は、吸収分割について準用する。この場合において、同項中「商法第四百十二条ノ四第一項但書及第三百七十六条第三項」とあるのは、「第一百条第一項後段及第二項」とする。

2 第十条の二第二項の規定は、吸收分割の決議に係る預託債権者の異議について準用する。

3 第十条の二第二項及び第三項の規定は、吸收分割について準用する。この場合において、同項中「商法第四百十二条ノ二第一項」とあるのは、「承継会社に承継させる保管振替業に係る参加者であつて、商法第三百七十四条ノ二十第二項」と、「請求は、特定合併後の保管振替機関」とあるのは、「請求(承継会社に承継させる保管振替業において取り扱う株券等に係るものに限る。)は、承継会社」と読み替えるものとする。

2 第十条の二第二項の規定は、保管振替業の全部について準用する。

(営業譲渡の認可)

第十二条 保管振替機関が他の株式会社に行う保管振替業の全部又は一部の譲渡(以下この節において「営業譲渡」という。)は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 前項の認可を受けようとする保管振替機関は、営業譲渡により保管振替業の全部又は一部を譲り受けける株式会社(以下この節において「譲受会社」という。)について次に掲げる事項を

記載した営業譲渡認可申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一 第三条の二第一項各号に掲げる事項

二 讓受会社が承継する保管振替業

3 営業譲渡認可申請書には、譲渡契約書その他主務省令で定める書類を添付しなければならない。

4 主務大臣は、第一項の認可の申請があつた場合においては、その申請が次に掲げる基準に適合しているかどうかを審査しなければならない。

一 譲受会社が第三条第一項各号に掲げる要件に該当すること。

二 保管振替業の承継が円滑かつ適切に行われること。

三 譲受会社は、営業譲渡の時に第三条第一項の指定を受けたものとみなす。

4 譲受会社は、営業譲渡をした保管振替機関の譲渡の対象となる業務に関し、行政官庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務及び第六条の二の発行者の同意に係る権利義務を承継する。

5 譲受会社(保管振替機関が譲受会社である場合を除く。)は、営業譲渡の時に第三条第一項の指定を受けたものとみなす。

6 譲受会社は、営業譲渡をした保管振替機関の譲渡の対象となる業務に関し、行政官庁の認可その他の処分に基づいて有する権利義務及び第六条の二の発行者の同意に係る権利義務を承継する。

(営業譲渡の場合の預託債権者の異議)

第十二条の二 保管振替機関が営業譲渡の決議をした場合においては、保管振替機関は、当該決議の日から二週間以内に、当該営業譲渡に伴う預託を受けた株券等の預託に係る債務の引受けの内容の要旨及びこれに対し異議のある当該債務の引受けに係る預託債権者は一定の期間内に異議を述べるべき旨を公表し、かつ、当該債務の引受けに係る参加者に対して各自にその旨を催告することができる。この場合において、預託債権者が当該期間内に異議を述べなかつたときは、当該預託債権者は、当該債務の引受けを承諾したものとみなす。

2 前項の期間は、一月を下つてはならない。

3 第十条の二第二項及び第三項の規定は、第一項の場合における債務の引受けに係る預託債権

者の異議について準用する。

(営業譲渡の効果)

第十二条の三 第十条の三第一項の規定は、営業譲渡について準用する。この場合において、同項中「商法第四百十二条ノ二第一項後段の規定により特定合併を承認したものとみなされるものに限る。」とあらは、「(第十二条の二第一項後段の規定により預託を受けた株券等の預託に係る債務の引受けを承諾したものとみなされるものに限る。)」とあるのは、「特定合併後の保管振替機関」とあるのは「請求(譲受会社に譲渡する保管振替業において取り扱う株券等に係るものに限る。)」は、「譲受会社」と読み替えるものとする。

2 第十条の三第二項の規定は、保管振替業の全部の譲渡を行つた場合の譲受会社について準用する。

3 保管振替業の全部の譲渡を受けた譲受会社は、前項において準用する第十条の三第二項の規定により当該譲受会社に係る保管振替機関名義株式等とみなされる株式、資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)に規定する優先出資及び受益権、投資信託及び投資法人に優先出資及び受益権、投資信託及び投資法人に優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号)に規定する優先出資について、商法第二百二十六条ノ二第四項(資産の流動化に関する法律第四十九条及び第一百七十八条)、投資信託及び投資法人に関する法律第八十三条第五項並びに協同組織金融機関の優先出資に関する法律第三十条において準用する場合を含む。)

2 前項の規定により当該指定が無効とする判決が確定したときを含む。)

3 主務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

4 主務大臣は、前項の規定による届出があつた場合は、その旨を官報で公示しなければならない。

5 主務大臣は、前項の規定による届出があつた場合は、その旨を官報で公示しなければならない。

6 主務大臣は、前項の規定による届出があつた場合は、その旨を官報で公示しなければならない。

(指定取消し等の場合のみなし保管振替機関)

第十三条の三 保管振替機関が第九条の二第一項の規定により第三条第一項の指定を取り消された場合又は前条第一項の規定により当該指定が失効した場合においては、その保管振替機関であつた者又は一般承継人は、当該保管振替機関が行つた保管振替業を速やかに結了しなければならない。この場合において、当該保管振替機関であつた者又は一般承継人は、その保管振替業の結了の目的の範囲内において、なおこれを保管振替機関とみなす。

(解散等の認可)

第十三条 次に掲げる事項は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

一 保管振替機関の解散についての株主総会の決議

2 前項の期間は、一月を下つてはならない。

3 第十条の二第二項及び第三項の規定は、第一項の場合における債務の引受けに係る預託債権

一 保管振替機関を全部又は一部の当事者とする合併(合併後存続する株式会社又は合併により設立される株式会社が保管振替業を営む場合に限る。)

2 前項の規定により指定するときは、第三条第一項の指定は、その効力を失う。

3 第十三条の二 保管振替機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第三条第一項の指定はない場合に限る。)

一 保管振替業を廃止したとき。

二 解散したとき(設立、合併又は新設分割を無効とする判決が確定したときを含む。)

3 第十三条の二 保管振替機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第三条第一項の指定は、その効力を失う。

一 保管振替業を廃止したとき。

2 前項の規定により指定が効力を失つたときは、その保管振替機関であつた者又は一般承継人(合併により消滅した保管振替機関の権利義務を承継した者であつて、保管振替業を営まないものに限る。次条において同じ。)は、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

3 主務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を官報で公示しなければならない。

4 主務大臣は、前項の規定による届出があつた場合は、その旨を官報で公示しなければならない。

(指定の失効)

第十三条の二 保管振替機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第三条第一項の指定は、その効力を失う。

1 第十三条の二 保管振替機関が第九条の二第一項の規定により第三条第一項の指定を取り消された場合又は前条第一項の規定が失効した場合においては、その保管振替機関であつた者又は一般承継人は、当該保管振替機関が行つた保管振替業を速やかに結了しなければならない。この場合において、当該保管振替機関であつた者又は一般承継人は、その保管振替業の結了の目的の範囲内において、なおこれを保管振替機関とみなす。

(清算手続等における主務大臣の意見等)

第十三条 清算手続等における主務大臣の意見等又は承認援助手続において、主務大臣に対し、意見を求め、又は検査若しくは調査を依頼することができる。

2 主務大臣は、前項に規定する手続において、

必要があると認めるときは、裁判所に対し、意見を述べることができる。

第三十一条第三項後段を削り、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加え

第四十二条 第十六条第一項、第十七条第二項、
第十七条の二第二項、第十八条若しくは第二十

出をせず、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者

第八条の規定は、第一項の規定により主務大臣が裁判所から検査又は調査の依頼を受けた場

合について準用する。

第十七条第一項第四号中「その他の」を「その他」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第十七条の一 保管振替機関

4 参加者は、保管振替機関から、当該参加者が顧客預託分として預託し、又は預託することとなるべき株券の株式につき、第一項又は第二項の規定による実質株主の通知のために必要な事項の報告を求められたときは、速やかに、顧客が（主務省令で定める場合において、当該顧客がから他の者が実質株主である旨の申出があつたときは、その者）を実質株主として当該事項を報告しなければならない。

第六条第四項（これらの規定を第三十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して顧客口座簿、参加者口座簿若しくは機関口座簿に虚偽の記載をした者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第四十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

四 第八条 第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

五 第十三条の四第三項において準用する第八条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

2 前項の場合において、保管振替機関は、機関券の保管及び振替を行うための口座を開設し、機関口座簿を備えることができる。

第三十二一条第一項中「会社は」の下に「保管
振替機関」とし、同条第四項中「前条第
四項」を「前条第五項」に改め、同条第七項中「(昭
和十三年法律第七十四号)」を削る。

一 第九条の二第一項の規定による業務の停止の命令に違反した者

第四十五条 第二条の五の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

3 行おうとする株券につき、会社の商号並びに株式の種類及び数その他主務省令で定める事項を記載しなければならない。

第三十九条第一項中「及び第三項並びに」を「から第四項まで及び」に改め、同条第三項中「(平成十年法律第百五号)」を削り、同条第四項中「及び第三項並びに」を「から第四項まで及び」に改め、同条第六項中「(昭和二十六年法律第百九十九

を含む。）、第三十一条第二項（第三十九条第一項、第四項及び第八項において準用する場合を含む。）、第三十二条第四項（第三十九条第一項から第八項までにおいて準用する場合を含む。）又は第三十二条第五項（第三十九

第四十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

二十三条及び第二十五条の規定の適用について
は機関口座簿に記載された株式に係る株券は預
託株券とみなす。

八号)」を削り、同条第七項中「平成五年法律第
四十四号)」を削り、同条第八項中「並びに第三
十一条第二項及び第三項」を「第三十二条第一
項から第四項まで及び第三十二条第三項」に改め
る。

条第三項及び第五項から第七項までにおいて準用する場合を含む)の規定に違反して、実質株主、実質優先出資社員、実質権利者、実質投資主若しくは実質優先出資者についての通知若しくは報告をせず、又は虚偽の通知

二 第七条の四第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
三 第七条の五の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

は、保管振替機関又は第十五条第一項の参加者は、遅滞なく、参加者□座簿又は顧客□座簿に当該請求に係る振替の記載をしなければならぬ。
い。

第三十九条の二の二中「第十二条第一項」を「第九条の二第一項」に改める。
第三十九条の三第一号中「指定」の下に「(第十四条第五項、第十一条第五項、第十一条の四第四項又は第十二条第五項の規定により指定を受けた

若しくは報告をした者
第四十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

(機関口座簿に記載された株式の振替)
第二十六条の二 保管振替機関は、機関口座簿に記載された株式につき、他の口座へ振替を行うことができる。

「ものとみなされる場合を含む。」を加え、同条第二号中「第十二条第一項」を「第九条の二第一項」に改め、同条に次の二項を加える。

2　主務大臣は、第十三条の二第二項の規定による届出を受理したときは、速やかに、その旨を財務大臣に通知するものとする。

第六章を次のように改める。

二 第七条の規定による記録の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の記録を作成した者
三 第七条の二第一項の規定による報告書の提出に虚偽の記載をして提出した者

罰金刑
二一 第四十四条（第五号を除く。） 一億円以下
三 第四十四条第五号又は前条 各本条の罰金刑
第四十八条 保管振替機関の取締役、監査役若しくは清算人又は参加者（その者が法人であるときは、その役員）が次の各号のいずれかに該当

するときは、百万円以下の過料に処する。

第三条の四第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第九条又は第九条の三の規定による命令に

三 第九条の五第一項の規定に違反したとき。

四 正当の理由がなく、第十条の二第二項（第

九条の五第四項 第十一条の一第三項 第十
一条の五第三項及び第十二条の二第三項にお

いて準用する場合を含む。) の規定による異議の伝達を行わなかつたとき。

五 第十六条第二項（第三十九条第一項において「専用する場合」の規定）

て準用する場合を含む)の規定に違反して保管振替機関に株券等を提出することを怠つ

たとえ。

第一不条第三項（第三十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、

株券等を分別することを怠つたとき。

条第三項において準用し、及びこれらの規定

を第三十九条第一項において準用する場合を含む。)の規定による交付の請求を拒んだと

卷之三

八 第二十九条第一項後段（第三十九条第三項）及び第五項から第七項までにおいて準用する

場合を含む。) の規定に違反して、名義書換

の請求をすることを怠つたとき。

条第一項において準用する場合を含む。) の

規定による参加者「座簿若しくは顧客」「座簿の写しの交付を拒み、又は虚偽の記載をして

参加者□座簿若しくは顧客□座簿の写しを交
替へて下さい。

付したとき

流動化に関する法律第二百五十二条第一項、投
資信託及び投資法人に関する法律第二百五十一

資本計及び投資法人に関する法律第二百五十一
条又は協同組織金融機関の優先出資に関する法

律第五十四条第一項に掲げる者が次の各号のいずれかに該当するときは、百万円以下の過料こ

一 第三十二条第一項又は第五項（これらの規定を第三十九条第二項及び第五項から第七項までにおいて準用する場合を含む。）の規定に違反して、実質株主名簿、実質優先出資社員名簿、実質権利者名簿、実質投資主名簿又は実質優先出資者名簿（以下この条において「実質株主名簿等」という。）を備え置かなかったとき。

二 第三十二条第二項（第三十九条第三項及び第五項から第七項までにおいて準用する場合を含む。）、第三十二条第三項（第三十九条第二項から第四項まで及び第六項から第八項までにおいて準用する場合を含む。）又は第三十二条第四項（第三十九条第三項及び第五項から第七項までにおいて準用する場合を含む。）の規定に違反して、実質株主名簿等に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたときは。

三 正当の理由がなく、第三十二条第六項（第三十九条第三項及び第五項から第七項までにおいて準用する場合を含む。）又は第三十二条第七項（第三十九条第六項において準用する場合を含む。）の規定による実質株主名簿等の閲覧又は謄写の請求を拒んだときは。

第五十条 第十三条の二第二項に規定する保管振替機関であつた者又は一般承継人の役員が同項の規定に違反して届出を怠つたときは、三十万円以下の過料に処する。

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十四年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第四条及び第五条の規定は、同年一月一日から施行する。

（経過措置）

第一条 施行日から平成十六年三月三十一日までの間は、この法律の施行の際現に存する改正前の

の株券等の保管及び振替に関する法律（以下「旧法」という。）第三条第一項に規定する保管振替機関（以下「旧保管振替機関」という。）については、改正後の株券等の保管及び振替に関する法律（以下「新法」という。）第二条第二項に規定する保管振替機関（以下「新保管振替機関」という。）とみなして、新法の規定（第三条第二項、第三条の二第二項、第三条の三、第三条の四、第四条の一、第九条の三から第十三条まで、第十条の二第一項、同条第二項及び第三項（これらの規定を第十二条の二第三項においては、

一、業者婦人の経済的地位向上を図るための所
得税法改正等に関する請願(第一六七一号)

第一五七二号 平成十三年五月二十五日受理

消費税の増税反対に関する請願

請願者 和歌山市善明寺七二七ノ九九 西

尾影外千六百七十七名

紹介議員 山下 芳生君

消費税は、国民の家計にとつて重い負担となつており、低所得者ほど消費税の負担率が高くなるといった逆進性が明らかになっている。平成九年度から実施された消費税率の引上げは、その傾向に一層拍車を掛けており、消費税の減税が広く求められている。このようなか、昨年七月の政府税制調査会の中期答申を始めとして、消費税を大幅に増税しようとする動きがあるが、到底容認できない。今必要なことは、税制を根本的に見直すとともに、税金の使い方を国民本位に改めることである。不公平税制のは正や大型公共事業を見直せば、消費税を増税する必要はない。

ついで、次の事項について実現を図られた

一、消費税の増税を行わないこと。

この請願の趣旨は、第一二六四号と同じである。

第一六〇〇号 平成十三年五月二十五日受理

業者婦人の経済的地位向上を図るための所得税法改正等に関する請願

請願者 新潟市山の下町二三ノ一六 内山

秀夫外二百四十九名

紹介議員 黒岩 秋子君

この請願の趣旨は、第八七五号と同じである。

改正等に関する請願

請願者 広島市安芸区中野二ノ二七ノ三七

業者婦人の経済的地位向上を図るための所得税法改正等に関する請願

請願者 林 紀子君

この請願の趣旨は、第八七五号と同じである。

業者婦人の経済的地位向上を図るための所得税法改正等に関する請願

第一六四九号 平成十三年五月二十八日受理

不良債権処理基準の明確化及び金融トラブルを解決する公的機関設置のための法的措置に関する請

請願者 千葉県船橋市本中山二ノ一八ノ九

請願者 竹元一人外七名

紹介議員 広中和歌子君

この請願の趣旨は、第一二六四号と同じである。

第一六五〇号 平成十三年五月二十八日受理

不良債権処理基準の明確化及び金融トラブルを解決する公的機関設置のための法的措置に関する請

願

請願者 川崎市幸区南幸町三ノ一三 平林

茂外十二名

紹介議員 畑野 君枝君

この請願の趣旨は、第一二六四号と同じである。

第一五七三号 平成十三年五月二十五日受理
消費税の増税反対に関する請願

請願者 大阪府高槻市上土室三ノ一五ノ一

○二ノ四〇一 名田瑠子外二百九
十名

紹介議員 島袋 宗康君

この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第一五七四号 平成十三年五月二十五日受理
不良債権処理基準の明確化及び金融トラブルを解決する公的機関設置のための法的措置に関する請

願

請願者 千葉県柏市弥生町四ノ五 佐藤武
雄外九名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第一二六四号と同じである。

第一六七一号 平成十三年五月二十九日受理
業者婦人の経済的地位向上を図るために所得税法

紹介議員 池田 幹幸君

この請願の趣旨は、第一二六四号と同じである。